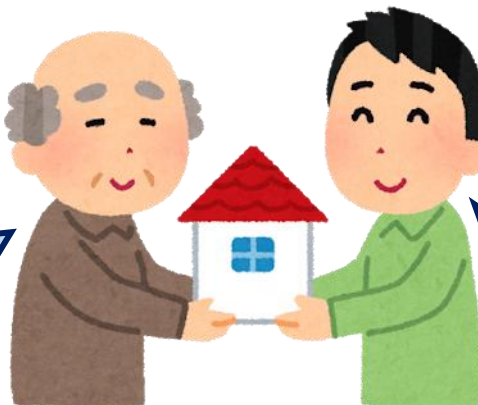


中古住宅の検査をしてみませんか？

インスペクション+瑕疵保険に対し、**最大10万円**を補助します！

インスペクション（中古住宅の検査・診断）とは…中古住宅の売買時点の劣化状態などを把握するものです。
瑕疵保険とは…既存住宅売買瑕疵保険に加入することにより、住宅に瑕疵があった場合の負担すべき補修費用を補填する保険で、売買後のリスクと不安を軽減できます。

- 🏠 売買する住宅の状態を明らかにして提供できる
- 🏠 売買後のトラブルを未然に防止できる



- 🏠 住宅の劣化状態などを把握できる
- 🏠 メンテナンスの見通しが立てられる
- 🏠 有資格者の客観的な調査のため安心できる

制度の概要

🏠申請できる方 市内にある空家バンク（売却用）に登録されている、
されていた物件の所有者（買主（個人に限る）も含む）

🏠対象となる住宅 居住を目的とする売買に供する住宅

🏠対象となる経費

【インスペクション補助金】

既存住宅状況調査技術者が行った、平成29年国土交通省告示第82号「既存住宅状況調査方法基準」に沿った既存住宅状況調査に要する経費

【既存住宅売買瑕疵保険補助金】

住宅瑕疵担保責任保険法人が販売する保険加入に要する経費

🏠補助額

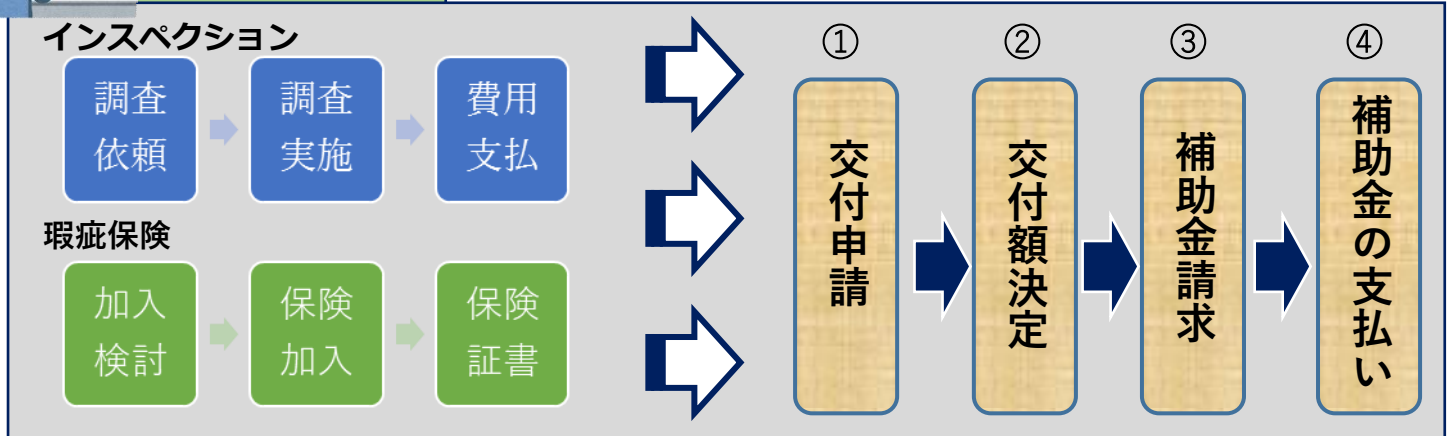
- I. インスペクションの費用の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限）を補助
 - II. 既存住宅売買瑕疵保険の保険料の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限）を補助
- それぞれの合計で最大10万円を補助します。



申請受付期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（必着）

I. インスペクション補助金	II. 既存住宅売買瑕疵保険補助金
【共通】 (1) 高松市安心あんぜん住宅事業補助金交付申請書 (様式第1号) (2) 誓約書 (様式第6号)	
(3) 建物の登記簿謄本等 (申請者が売主の場合) (4) 売買契約書の写し (申請者が買主の場合) (5) 検査 (調査) 報告書の写し (6) 請求書及び支払い確認書類 (7) 既存住宅状況調査技術者講習の終了証明書等の写し	(3) 建物の登記簿謄本等 (申請者が売主の場合) (4) 売買契約書の写し (申請者が買主の場合) (5) 保険証券の写し (6) 請求書及び支払い確認書類

※ I・II 同時に申請をする場合、重複する書類は省略できます。
 ※お急ぎの場合や、申請期限まで日数が無い場合は市税の滞納無証明書を取得の上、添付してください。
 ※交付申請時の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合、交付申請時の住所が分かるもの (運転免許証等) を添付してください。



**既存住宅状況調査
技術者検索**

**住宅瑕疵担保
責任保険法人一覧**

事業の詳細は
高松市公式ホームページをご覧ください

インスペクション

空き家バンク登録物件はこちら

かがわ移住ポータルサイト
かがわ暮(ぐ)らし

補助金交付に関するお問い合わせ

高松市役所 都市整備局
住宅建築部 住宅政策課

高松市番町一丁目8番15号
TEL : 087-839-2136 FAX : 087-839-2452
Email : jusei@city.takamatsu.lg.jp

【申込先】

○市役所9階 住宅政策課
に持参 (または郵送) してください。
○月曜日から金曜日 8時30分～17時
(ただし祝日を除く)
○申込みに際しては、事前に御相談ください。